

## 訪問系サービスについて

障害保健福祉関係主管課長会議資料より（令和2年3月9日開催）

### ●入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日 付け保医発0628 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、願いたい。

### ●同行援護について

同行援護アセスメント調査票については、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号の身体障害者障害程度等級表のうち視覚障害に関する基準が平成30年7月1日に改正されたことを受けて、「厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示を12月27日付で改正したところ。

改正後の告示に基づく同行援護アセスメント調査票の施行時期は令和2年4月1日としているので、事務に遺漏なきよう取り扱われたい。

## ●行動援護について

### ① 行動援護従業者養成研修等カリキュラムの見直し

行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。）の告示を12月27日付で改正したところ。改正後の告示に基づくカリキュラムの施行時期は令和2年4月1日としている。なお、周知期間を確保する観点等から、令和3年3月31日まで改正前の告示に基づくカリキュラムによる研修を実施しても差し支えない取り扱いとする経過措置を設けている。

### ② 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

### ③ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は令和3年3月31日までの経過措置である。

このため、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

県内における同行援護従業者養成研修開催予定（令和2年度）

指定事業者	開催予定
公益財団法人 介護労働安定センター香川支部 住所 高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー9階 TEL 087-826-3907 URL <a href="http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kagawa/">http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kagawa/</a>	一般課程
	9月19日（土）・9月26日（土）・10月3日（土）
	免除講習
	9月26日（土）
	応用課程
10月24日（土）・10月31日（土）	
社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 住所 高松市福岡町二丁目24番10号 TEL 087-811-5666 URL <a href="http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/">http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/</a>	一般課程
	10月7日（水）・10月9日（金）・10月13日（火）
	免除講習
	10月9日（金）
	応用課程
11月6日（金）・11月10日（火）	
株式会社 ニチイ学館 高松支店 住所 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー13F TEL 087-822-7104	一般課程・応用課程
	未定
公益財団法人 香川県視覚障害者福祉協会 住所 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター4階 TEL 087-812-5563 URL <a href="http://shikaku.sakura.ne.jp/">http://shikaku.sakura.ne.jp/</a>	一般課程
	実施しない
	応用課程
	実施しない
株式会社 キャリア福祉カレッジ 住所 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センター4F TEL 0120-13-0488 URL <a href="http://career-fukushi.com/">http://career-fukushi.com/</a>	一般課程
	9月27日（日）・10月4日（日）・10月18日（日）
	応用課程
	11月1日（日）・11月15日（日）

※ 定員・申込時期等は各自でお問い合わせください。

※ 開催時期については変更となる場合があります。

県内における重度訪問介護従業者養成研修開催予定（令和2年度）

指定事業者	開催予定
特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川  住所 高松市田村町1200番地1 TEL 087-866-6317 URL <a href="https://care-system-kg.jimdo.com/">https://care-system-kg.jimdo.com/</a>	(統合課程)
	第1回 4月16日(木)・4月21日(火)・4月22日(水)・4月29日(水)
	第2回 5月19日(火)・5月21日(木)・5月27日(水)・5月28日(木)
	第3回 7月16日(木)・7月21日(火)・7月23日(木)・7月29日(水)
	第4回 8月18日(火)・8月20日(木)・8月26日(水)・8月27日(木)
	第5回 9月15日(火)・9月17日(木)・9月23日(水)・9月30日(水)
	第6回 11月17日(火)・11月19日(木)・11月25日(水)・11月26日(木)
	第7回 12月15日(火)・12月17日(木)・12月21日(月)・12月24日(木)
	第8回 1月19日(火)・1月21日(木)・1月27日(水)・1月28日(木)
第9回 3月16日(火)・3月18日(木)・3月23日(火)・3月25日(木)	

※ 定員・申込時期等は各自でお問い合わせください。

※ 開催時期については変更となる場合があります。

## 行動援護従事者養成研修に係る県下の状況について

- 1 行動援護従事者（サービス提供責任者、従業者）については、令和 3 年 3 月 31 日までに「行動援護従事者養成研修」を修了しておくことと、一定の実務経験が必須要件となりますが、現在のところ県内には新カリキュラムで研修できる養成事業所はありません。

このため、県外で実施されている養成研修を計画的に受講いただくなど事業の継続に遺漏がないよう御留意ください。

- 2 なお、川部みどり園で実施している「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を修了することにより、「行動援護従事者養成研修」を修了したとみなされます。

受講に際しては、実施日時、定員等御確認の上、計画的な受講に努めてください。

- 3 また、平成 27 年度から研修のカリキュラムに所要の修正がなされ、強度行動障害を有する者への生活支援に関わる事項が強化された経緯に鑑み、平成 26 年度以前に「行動援護従事者養成研修」の受講を修了している行動援護従事者については、一定の実務経験の下で引き続き業務に就くことについて支障はありませんが、新カリキュラムでの「行動援護従事者養成研修」もしくは「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を受講することが望ましいと考えますので申し添えます。

- 4 川部みどり園で実施している各種研修については、電子メールによる案内を行っており、郵送案内は行っておりません（ホームページ掲載は従来どおりです）。

「電子メール案内申込」については、川部みどり園ホームページ（URL は以下のとおり）にて所要の様式をダウンロードできるようにしていますので、必要に応じて御活用ください。

○川部みどり園ホームページ URL

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1\\_4/dir1\\_4\\_1/wgfuch200330093222.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_4/dir1_4_1/wgfuch200330093222.shtml)